

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計 画 主 体	高 梁 市

高梁市鳥獣被害防止計画

< 連 絡 先 >

担 当 部 署 名：高梁市産業経済部農林課
所 在 地：高梁市松原通 2043 番地
電 話 番 号：0866-21-1190
F A X 番 号：0866-22-1156
メールアドレス：yugaichoju@city.takahashi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、その他獣類（ヌートリア、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ノウサギ）、鳥類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、カワウ、ダイサギ、コサギ、アオサギ、ゴイサギ、カワラバト、キジバト、ヒヨドリ）
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	岡山県高梁市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻・いも類・豆類・野菜類・果樹類	被害面積 8.34ha 被害金額 7,757,000 円
ニホンザル	水稻・豆類・野菜類・果樹類	被害面積 15.65ha 被害金額 5,666,000 円
ニホンジカ	豆類	被害面積 0.03ha 被害金額 26,000 円
その他獣類	水稻・豆類・野菜類・果樹類	被害面積 0.92ha 被害金額 1,010,000 円
鳥 類	水稻・豆類・野菜類・果樹類・魚類・家畜飼料	被害面積 0.57ha 被害金額 1,026,000 円

（2）被害の傾向

【イノシシ】住宅地付近でも出現し、1年を通して農産物の食害があるほか、畦畔や道路路面など被害は生産基盤にも及んでいる。

【ニホンザル】住宅地付近でも出現し、住環境被害も発生し始めている。1年を通して農林作物の食害は特に深刻である。

【ニホンジカ】被害は軽微であるが、近年目撃情報が増えており、個体数増加による被害増加が懸念される。

【その他獣類】住宅地付近でも出現し、1年を通して農産物の食害がある。特にアナグマの生息数は増加傾向にあるとみられ、農作物被害のほか、住環境被害も発生している。

【鳥 類】住宅地付近でも出現し、1年を通して農水産物の食害がある。被害のほとんどがカラス類とカワウであり、カラス類による果樹被害、カワウによるアユなどの魚類被害が深刻な状況である。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和５年度）	目標値（令和８年度）
被害金額	15,485 千円	14,500 千円
被害面積	25.51ha	24.00ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区 分	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲（奨励金） 捕獲支援情報機器購入補助 電気止め刺し器購入補助	捕獲に係る労力の軽減が課題である。特に疥癬等により活用不能な個体の捕獲後の処分が負担になっている。
	捕獲檻設置（補助金）	防護対策と連携した取組が重要。
	狩猟免許取得に係る費用負担の軽減（補助金）	銃を使用可能な猟友会員が減少傾向にあり、捕獲や追い払いにおいて、銃ならではの効果を期待できる対策を選択できなくなってしまうことが懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵設置（補助金）	地域や対象獣種に適合した、効果的な侵入防止柵設置を集落ぐるみでの効率的な取り組みとして進める必要がある。
	ニホンザル出没パトロール業務（委託料）	高齢化により、委託者（猟友会員）の選定が課題であり、後継者の育成が必要である。
	ニホンザル・カワウ威嚇出動（補助金）	緊急的な対応であることから、猟友会員（有害鳥獣駆除班員）との連携が重要。
	動物駆逐用煙火保安講習に係る費用負担の軽減（補助金） 受講者へ花火配布	集落・地域単位での煙火消費手帳の取得と、取得後の地域での連携が必要。
生息環境管理その他の取組	緩衝帯整備（補助金）	隣接する農地の所有者の理解と協力が必要で、継続的な整備に労力を要す。

(5) 今後の取組方針

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカについては、国の緊急捕獲活動支援事業及び県の有害獣捕獲強化対策事業等に取り組んだ上、野猪等捕獲檻設置補助金による捕獲機材の購入支援や捕獲支援情報機器等導入補助金による省力化対策を行い、併せて捕獲後の処分について、電気止め刺し器購入補助金などで、労力軽減を図ることにより、効率的・安定的に捕獲頭数の増加を目指す。

一方で狩猟免許取得手数料等補助金などにより、捕獲従事者の後継者確保に取り組み、中長期的に安定した活動が続けられるように取り組みを続ける。

また、地域や対象獣種に適合した防護柵による侵入防止対策にも取り組み、投資に見合う効果を確保する。

ニホンザルについては、出没パトロール業務委託及び威嚇出動補助金により、被害区域の見回りや追い払い等により予防や緊急対応に努める。また、集落ぐるみでの防護対策を推進するとともに、群れの行動域を把握し、個体群管理に努める。

ニホンザルの追い払いとして効果がある動物駆逐用煙火の取扱に係る講習会受講費等に補助金を交付、受講者に3連発花火を配布し、集落ぐるみでの自主防衛の普及推進を図る。

近年被害が増加している小動物等（アナグマ・カラス類等）についても、引き続き有害鳥獣駆除奨励金の対象とし被害軽減に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会（狩猟免許取得者）による有害鳥獣駆除班を組織し、対象鳥獣の許可捕獲等にあたる。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ その他対象鳥獣	猟友会への駆除活動補助金の交付及び捕獲に対する奨励措置、ニホンザルによる被害地域への威嚇出動補助金の交付、ニホンザル出没パトロール業務委託料の支払い、有害鳥獣捕獲檻設置補助金・捕獲支援情報機器等導入補助金・電気止め刺し器購入補助金の交付を実施。
令和7年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ その他対象鳥獣	同 上
令和8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ その他対象鳥獣	同 上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
過去の捕獲実績及び被害状況を踏まえ、依然として被害状況が深刻であると判断されるため、各対象鳥獣の捕獲計画数を増やす。	
【イノシシ】捕獲頭数は令和２年度 2,280 頭から令和４年度 2,946 頭と増加しているが、令和３年度は 1,546 頭と増減があるため、令和６年度以降は 2,800 頭を目標とし、生息数の調整を図る。	
【ニホンザル】捕獲頭数は令和２年度 76 頭から令和４年度 124 頭と増加傾向であるため、令和６年度以降は 130 頭を目標とし、生息数が減少に向かう計画とする。	
【ニホンジカ】捕獲頭数は令和２年度 41 頭から令和４年度 47 頭と横ばいであるが、目撃情報などから生息数自体は増加傾向にあるとみられ、予防措置として 80 頭を目標とする。	
【その他獣類】その他獣類の中で、特にアナグマの捕獲頭数に占める割合は半数近くを占めており令和２年度 177 頭から令和４年度 395 頭と増加中であり、生息数も増加しているとみられる。令和２年度から駆除奨励金を増額したため、捕獲数が大幅に増加しており、それらを加味した捕獲計画数とする。	
【鳥 類】鳥類の中で、特にカラス類の捕獲頭数に占める割合は半数近くを占めており令和２年度 343 羽から令和４年度 278 羽と増減はあるものの、以前と比較すると増加している。またカワウも令和２年度 146 羽から令和４年度 135 羽と増減はあるが、以前と比べ格段に増加しており、漁業被害が懸念される。こちらも、令和２年度から駆除奨励金を増額した影響もあり、カラス、カワウ、に加え、ヒヨドリ、ハトの捕獲が増加しているため、それらを加味した捕獲計画数とする。	
ただし、捕獲頭数及び被害状況に大きな変化が見られる場合は、その都度見直しを図る。	

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ	2, 8 0 0 頭	2, 8 0 0 頭	2, 8 0 0 頭
ニホンザル	1 3 0 頭	1 3 0 頭	1 3 0 頭
ニホンジカ	8 0 頭	8 0 頭	8 0 頭
その他獣類	8 0 0 頭	8 0 0 頭	8 0 0 頭
(うちアナグマ)	(4 0 0 頭)	(4 0 0 頭)	(4 0 0 頭)
鳥 類	8 0 0 羽	8 0 0 羽	8 0 0 羽
(うちカラス類)	(3 5 0 羽)	(3 5 0 羽)	(3 5 0 羽)
(うちカワウ)	(2 0 0 羽)	(2 0 0 羽)	(2 0 0 羽)

捕獲等の取組内容
・国の緊急捕獲活動支援事業等各種補助や各種支援により、有害鳥獣駆除班員の活動しやすい環境を整え、捕獲活動の円滑化を図る。 ・捕獲の実施時期及び場所は、鳥獣保護管理員等と連携し、被害が認められる場合に限り随時行う。
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣類（野猿を含む）の捕獲において、散弾銃では困難な場合、射程距離の長いライフル銃を使用した効率的な捕獲を行う。ただし、適切な場所や状況での使用とする。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
該当なし	該当なし

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ ニホンジカ その他対象鳥獣	電気柵 25,000m 金網 20,000m	電気柵 25,000m 金網 20,000m	電気柵 25,000m 金網 20,000m
ニホンザル	野猿侵入防止柵・ 複合柵 2,000m	野猿侵入防止柵・ 複合柵 2,000m	野猿侵入防止柵・ 複合柵 2,000m

（２）侵入防止柵の管理に関する取組

対象鳥獣	取 組 内 容		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
イノシシ ニホンジカ その他対象鳥獣	補助を交付した農地に対し、設置後の被害状況を聞き取りし、指導を行う。	補助を交付した農地に対し、設置後の被害状況を聞き取りし、指導を行う。	補助を交付した農地に対し、設置後の被害状況を聞き取りし、指導を行う。
ニホンザル	被害区域毎にパトロールルートを設定し、効率的なサルの追い払いや住民への情報提供を行うため、パトロール業務等の委託事業を実施。	被害区域毎にパトロールルートを設定し、効率的なサルの追い払いや住民への情報提供を行うため、パトロール業務等の委託事業を実施。	被害区域毎にパトロールルートを設定し、効率的なサルの追い払いや住民への情報提供を行うため、パトロール業務等の委託事業を実施。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ その他対象鳥獣	被害防止対策の研修会を開催し被害防止に関する知識の普及に努める。
令和7年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ その他対象鳥獣	同 上
令和8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ その他対象鳥獣	同 上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
高梁市	対処全般に関すること。
高梁市教育委員会	学校等の対処全般に関すること。
高梁市内の町内会等自治組織	住民への周知に関すること。
高梁地区猟友会（有害鳥獣駆除班員）	対象鳥獣の捕獲等に関すること。
岡山県備中県民局高梁地域森林課	指導・助言等。
高梁警察署	住民の安全確保に関すること。

(2) 緊急時の連絡体制

高梁市	→	高梁市教育委員会	→	学校等
高梁市	→	(各自治組織)	→	住民
高梁市	→	高梁地区猟友会	→	各分会→(各支部→) 有害鳥獣駆除班員
高梁市	→	岡山県備中県民局高梁地域森林課		
高梁市	→	高梁警察署		

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は回収のうえ、食用をはじめ資源としての活用を進める。活用できないものや解体残渣などは埋却もしくは焼却等適正な処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	自家消費が主、一部販売はしているが、疥癬等により食肉処理できないものが半数以上ある。 今後、食肉に出来る割合を増加させる。
ペットフード	自家用ペットフードへの利用はわずかにあるが、業者等への提供はなし。 今後、状況により取り組む。
皮革	現在実績なし。 今後、状況により取り組む。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現在実績なし。 今後、状況により取り組む。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	高梁市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役 割
岡山県高梁地区猟友会	有害鳥獣の捕獲・追払い活動等を行う。
晴れの国おかやま農業協同組合	鳥獣被害の情報提供、農家への指導等を行う。
高梁市農業委員会	鳥獣被害に関する情報提供等を行う。
高梁市認定農業者協議会	鳥獣被害に関する情報提供等を行う。
岡山県備中県民局 備北広域農業普及指導センター	有害鳥獣に関する情報提供、被害防止技術の提供等を行う。
岡山県備中県民局 高梁地域森林課	有害鳥獣に関する情報提供、被害防止技術の提供等を行う。
高梁市	有害鳥獣に関する情報提供、協議会の事務等を行い、各関係機関との連絡調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
高梁市教育委員会	臥牛山周辺の野猿や被害対策等の情報共有
岡山県備中県民局 農畜産物生産課	高梁市鳥獣被害防止対策協議会等への指導・助言等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市長が任命した者で、捕獲や被害軽減について啓発を行い、国の緊急捕獲活動支援事業においては有害鳥獣駆除班員が捕獲した対象獣の確認を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

高梁市鳥獣被害防止対策協議会やその構成団体等と連携し、専門家による研修会を開催し、住民による被害防止対策等の啓発に努める。